

### 第3回福島地方裁判所委員会議事概要

- 第1 開催日時  
平成16年6月30日(水)午後1時30分から午後4時30分まで
- 第2 開催場所  
福島地方裁判所会議室(4階)
- 第3 出席者  
(委員)  
片岡正彦, 金平祖隆, 吉川三枝子, 齋藤 登, 杉垣公基, 高瀬雅男, 田口信太郎,  
芳賀 裕, 村田長生(委員長), 山口哲子, 吉田 徹(五十音順, 敬称略)  
(説明者)  
大内事務局長, 大中民事首席書記官, 鳴海刑事首席書記官, 久保田事務局次長,  
中脇総務課長, 菅野会計課課長補佐  
(庶務)  
岸浪総務課課長補佐, 降矢総務課庶務係長
- 第4 議事等
- 1 開会(村田委員長)
  - 2 委員の交代
    - 委員長から, 4月1日付けで長崎誠委員が県外に転出したので, 福島地検からの推薦に基づき杉垣公基委員が選任された旨説明
    - 杉垣公基委員自己紹介
  - 3 議事
    - 総務課長が, 配布資料について説明
    - 委員長が, 内閣に設置されている司法制度改革推進本部事務局に設置されている法曹制度検討会において, 平成15年1月21日に最高裁判所が裁判所の人的態勢の充実について行ったプレゼンテーションの内容を説明
    - 及び の説明について, 質疑応答
    - 委員長が, 前回の委員会の結果及び処置報告
    - 議題の選定  
前回の議題である「裁判手続を, 国民にとって, より分かりやすく, 利用しやすいものとするための方策」を継続して議題とすることを全委員が了承した。
    - 議題についての意見交換
      - ア 総務課長が, 「福島地裁の広報活動」について説明
      - イ 会計課課長補佐が, 「利用しやすい裁判所」について, 施設面の説明
      - ウ 民事首席書記官が, 「利用しやすい裁判所」について, 裁判手続のシステムの説明
      - エ 意見交換(●=委員長, ○=委員, ◎=説明者)
- 【利用者の安全確保】
- 対立する当事者が出頭して法廷等で顔を合わせるときに, 相手から危害を加えられるおそれが考えられるが, どのような人的物的手当がされているか。
  - ◎ 民事事件においては, 事前の情報収集により必要と考えられるときは時間差を設けて出頭してもらったり, 帰るときも一定の場所で待機して時間差を取って帰るようにしてもらっている。事務局とも連絡を取り合い, 警察官の派遣要請を行うことも視野に入れて不測の事態が起きないようにしている。  
刑事事件の暴力団がらみの事件の場合は, 法廷に入る傍聴人全員にボディチェックを行っている。また, 法廷内に防弾スクリーンパネルを設置しているほ

か、法廷警備員や警察官の派遣も視野に入れて全庁をあげて万全の態勢をとっている。

- 暴力団がらみの事件は、検察庁からも警備の必要性等について事前に裁判所に情報提供をしてもらっている。

#### 【外国人が利用者であるときの通訳人の確保】

- 外国人が民事事件の当事者や証人の場合あるいは外国人が被告人の刑事事件の場合、通訳人は裁判所で確保するのか。
- ◎ 刑事事件については法廷通訳人の制度があり、審理に支障がないように通訳人に対し、法律用語等の研修も行って裁判所で確保している。民事事件の証人が外国人の場合などは裁判所で通訳人を確保するが、本人が外国人の場合は、自費で通訳のできる人を確保する必要がある。
- お金がかからなくてすむように通訳人のボランティア登録制度があるとよいのではないか。
- 裁判における通訳は、間違っ通訳をされるのが一番困るので、一定の専門性が必要である。
- 民事事件で外国人の事件を担当したことはないが、刑事事件では国選で何件か担当した。同じ中国語でも上海語と北京語は異なるが、法廷通訳人にはきちんと対応してもらった。

#### 【裁判のIT化について】

- 電話会議システムやテレビ会議システムなど、審理の迅速化のために可能な限りIT化を進めていただきたい。裁判所には裁判記録の書類が山積みのイメージがあるが、パソコン管理により書類作りを省けないか。
- ◎ テレビ会議システムは証人尋問などで使用しているが、それほど頻繁ではない。電話会議システムについては、手続の中で、かなり高い頻度で使われている。利用に際しては、当事者の要望等を聞いて担当裁判官が判断しているが、実際に、電話会議システムを利用することにより、期日が入れやすくなり、審理が迅速化している。
- 裁判記録の電子化については、書証があるので直ぐには実現困難であろうが、将来的にはDVDなどの利用も考えられるのではないか。
- ◎ 民事裁判事務処理システム、破産システム、執行プログラムなどは既に導入されており、当事者や債権者の氏名、請求額等の事件情報をシステム管理している。当事者からの照会に迅速対応が可能となったり、多数の事件について迅速かつ正確な計算ができるなどIT化のメリットは大きい。
- 事件関係のデータについてはプライバシーの問題などもあるが、なるべくIT化を進めた方がよいと思う。
- データのやりとりだけではすまないところがある。パソコンを所持しない当事者についてはペーパーで送ったりする必要があるであろうし、証拠書類等をデータでやりとりするまでは進んでいない。  
一方、インターネットを利用した支払督促申立などは実現しつつあり、少しずつIT化が進んでいる。

#### 【夜間や休日の開廷等について】

- 夜間や休日の事務処理や開廷などの考えはないのか。裁判所の人的配置が整備されれば、交代勤務により夜間や休日の処理も可能性があるのではないか。そうすれば、利用しやすい裁判所となるのではないか。
- 職員の勤務条件や健康管理など、いろいろな問題がある。

- 費用対効果の問題である。弁護士会にも夜間の相談などの話があるが、実際にやるとすれば、お金がかかるし、来るかどうか分からないという問題もある。
- 月曜日と火曜日を休みにして土曜日と日曜日に事務処理するという発想があってもよいのではないか。
- 県ではDVの相談を夜間や休日に行ったところ相談が増えたため、現在も継続して行っている。
- すべてではないが、印鑑証明書交付などの行政サービスは夜間や休日でもやり始めている。
- 裁判所でも夜間や休日にでもやってみると、そこまで裁判所はやっているという広報の意味でもよいのではないか。
- 裁判所の予算が国全体でどの程度なのか、金額でも割合でもいいから次回まで調べていただきたい。
- 国の予算全体からすれば裁判所の予算割合は相当小さいと思う。裁判所は物を作ったりする役所ではないので、人件費や庁舎に係る費用が主なものになる。
- 裁判官の勤務時間はどうなっているか。
- 裁判官については勤務時間や休暇の法律上の根拠はない。
- 労働の形態が多様化しているので、土曜日に仕事をして、日曜日、月曜日を休むなどすれば、社会の要請にも応えられると思う。

#### 【裁判員制度の広報について】

- 裁判員制度のピーアールは重要だと思う。
- 裁判員制度の広報は重要と考えている。この制度を運用するためには何と言っても国民の理解が必要である。最高裁では裁判員制度のポスターを作成して市町村に配布する予定であり、当庁では福島県内の90市町村に、その掲示等のお願いに回っている。裁判員制度の広報の問題は、具体的に福島地裁でどういう広報をしていくかという問題であり、福島地裁独自の問題として、この委員会で議論してもらっても考えられる。
- あまり難しく考えないで、裁判員制度を広報していく中で、遵法精神、法は守るべきものだという考えを教えていくという考えでどうか。7割もの人が裁判員になりたくないと言っているというのは、国民主権をよく理解していないということではないか。
- 裁判員をやりたくないという7割の人の気持ちは、裁判員を絶対やりたくないということでもないし、オウム事件のように裁判が長くかかるから云々でもない。裁判員がどういうものか分からないし、裁判員になるということがどういうことなのか、自分の日常にない事柄だからだと思う。  
「国民に身近な裁判」に結びつく情報の提供があれば良いのではないか。自分の生活が犯罪に巻き込まれた時、どのように裁判所が関わるのかわからない。例えば出前裁判教室は大変良いことだと思う。結局、地方裁判所をどう利用できるのかをピーアールすることが大切である。その意味で、出前裁判教室は方法のひとつで有効、有意義である。住民としてどう裁判所を利用できるのかをテーマにしたらどうだろうか。なお、出前裁判教室の生徒の感想などを聴取すれば良いのではないか。
- 生徒の感想や裁判所見学の時の感想ももらっているが、いずれも参考にさせてもらっている。有意義であったなどの感想が多い。

- 出前裁判教室は必ずしも裁判官が行かなくても良いのではないか。
- 裁判官が行くことに意味があるのではなかろうか。30分でも話せば、それはそれで意味があると思う。高校生、大学生が裁判官を見て、話を聞くことができれば、相当な刺激になると思う。

【裁判員制度に関連して検察審査会制度について】

- 裁判員制度に少し似た制度として検察審査会制度があるが、その実態はどうなっているのか、申立件数等を知りたい。
- 検察審査会は裁判所とは別の組織である。審査員の選定は、3ヶ月に1回、裁判所、検察官、市役所の代表者の立ち会いで、選挙人名簿から、補充員も含めて抽選している。任期は6ヶ月であり、3ヶ月ごとに半数を改選している。福島県内には4つの検察審査会がある。検察審査会については、審査員を経験した人たちが協会を作っており、冊子やリーフレットを配るなどして制度の広報に熱心に協力してくれている。

4 次回の予定について

- ア 次回は「裁判所の広報又は広聴の在り方」をテーマとして議論をし、その後、必要に応じてさらに、もっと絞り込んでいくということとした。
- イ 次回は改めてアンケートを取らないが、何か資料等の要望があれば適宜申し出てほしい。
- ウ 次回開催期日を平成16年11月4日(木)午後1時30分からとすることです承された。

第5 閉会